

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三条の三第九項の規定によって、福山港港湾計画の変更の概要を次のとおり公告する。

令和六年七月二十九日

福山港港湾管理者 広島県

代表者 広島県知事 湯 崎 英 彦

一 港湾計画の変更の概要

平成十年四月十六日付け広島県報によってその概要を公告した福山港港湾計画について変更した事項は、次のとおりである。

1 港湾環境整備施設計画

地区名	施設及び規模
内港	緑地 四ヘクタール

2 土地利用計画

地区名	施設及び規模
内港	交流厚生用地 一ヘクタール 工業用地 二一ヘクタール 都市機能用地 六ヘクタール 交通機能用地 三ヘクタール 緑地 四ヘクタール

二 港湾計画の縦覧の場所

広島県土木建築局港湾漁港整備課（広島市中区基町一〇番五二号）